

## 第5章 水俣病対策事業

### 1 被害者の救済

#### 現況

熊本県では水俣病対策を県政の重要課題としてとらえ、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）又は公害健康被害の補償等に関する法律（新法）に基づく水俣病認定業務を推進しています。

表5-1 水俣病認定申請処理件数 (単位：人)

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	未処分者数
累計	19,237	2,304	1,778	11,425	3,730
平成19年度	487	66	2	5	

#### 取組

認定審査業務（認定申請者に対する疫学調査及び検診の実施、認定審査会での審査、知事の処分）を促進していくこととしています。

### 2 水俣病総合対策事業（医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口設置事業）

#### 現況

中央公害審議会から「今後の水俣病対策のあり方について」の答申を受けて、平成4年度から、水俣病総合対策事業（医療事業及び健康管理事業）を実施しています。

#### （1）医療事業

水俣病が発生した地域において、水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に「医療手帳」を交付し、また、一定の神経症状を有する方に「保健手帳」を交付し、医療費（自己負担分）、療養手当（医療手帳のみ）、はり・きゅう施術費及び温泉療養費（はり等については、月7,500円を限度）を支給しています。

平成16年10月15日の最高裁判決で、国及び熊本県の国家賠償法上の責任が確定したことを踏まえて、熊本県からの提案をもとに、平成17年4月7日に国が「今後の水俣病対策について」を公表しました。それに基づき、平成17年10月13日から一定の神経症状がある方に対して、「保健手帳」を交付しています。

#### （2）健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の問題の軽減及び不安を解消するため、住民の健康診査（各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施）や健康相談等を行っています。

#### （3）水俣病相談窓口設置事業

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成18年度から水俣病相談窓口を関係2市2町に設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に係る行政施策の相談等に対応しています。

## 取組

### (1) 医療事業

医療事業（医療手帳・保健手帳）の平成19年度の給付実績は、次のとおりです。

表5-3 医療手帳

(金額の単位：千円)

対象人員 (H20.3.31)	医療費		はり・きゅう 施術費		温泉療養費		療養手当		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5,659	187,840	729,976	4,569	19,477	1,841	7,472	67,006	1,320,997	261,256	2,077,922

表5-4 保健手帳

(金額の単位：千円)

対象人員 (H20.3.31)	医療費		はり・きゅう 施術費		温泉療養費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13,542 (うち、H19年度交付者数5,934)	200,251	794,374	4,106	16,283	1,668	6,857	206,025	817,514

### (2) 健康管理事業

平成19年度の健康診査受診者数は、水俣市2,658人、芦北町2,438人、津奈木町838人、天草市御所浦町212人の合計6,146人でした。また、健康相談事業の利用実績は、176件でした。

### (3) 水俣病相談窓口設置事業

平成19年度の相談者延べ人数は、水俣市2,944人、芦北町1,006人、津奈木町201人、天草市御所浦町232人の合計4,383人でした。

## 3 保健福祉対策（第一部 特集5（P18）を参照）

## 取組

被害者救済とともに、水俣病を経験した地域ならではの保健福祉の取組みを推進していきます。

### (1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成18年度から、胎児性・小児性水俣病患者の方々等が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の団体に対して、次の経費の一部を補助しています。

#### ア サービス提供に対する補助

胎児性・小児性水俣病患者等の外出支援や交流サロン、在宅支援訪問等の取組みをした6団体に補助を行いました。

#### イ 施設整備に対する補助

胎児性・小児性水俣病患者等が地域で安心して暮らせるよう、短期入所室や浴室などを備えた通所施設の新築を行う1団体へ補助を行いました。

### (2) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

水俣病を経験した地域だからこそできる、保健福祉の先進的な取組みを促進するため、次の取組みを行いました。

水俣病被害者等保健福祉ネットワークの設立・運営

水俣病犠牲者への慰霊に係る支援（慰霊式、火のまつり等実施及び折鶴収納施設設置に係る水俣市への補助）

福祉対策の推進（地域リビングモデル事業及び水俣こころフェスティバル開催に係る水俣市への補助）

### （3）水俣病関連情報発信（支援）事業

水俣病についての正しい理解を図るため、平成18年度から、NPO等が行う環境教育や人材の育成等の事業に対して補助を行う事業に取り組み、平成19年度は、8団体に補助を行いました。

また、平成19年度は、水俣市立水俣病資料館の映像機器等の更新や海外からの資料館への来館者のためのリーフレット作成、また、みなまた環境大学を主催した水俣市への補助を行いました。

## 4 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

### 現況

#### （1）水俣病認定処分に対する不服申立て

水俣病認定処分に対して不服のある者は、法律の規定に基づき不服申立てをすることができます。不服申立ての平成19年度末の状況は、次のとおりです。

表5-5 総件数・処理件数（取下げを含む）・未処理件数

	総件数	うちH19年度	処理件数 (取下げを含む)	うちH19年度	未処理件数
新法 (異議申立て)	777	2	772	5	5
新法 (審査請求)	480	0	463	3	17
旧法 (異議申立て)	1	0	0	0	1
旧法 (審査請求)	516	0	516	0	0
計	1,774	2	1,751	8	23

新法（公害健康被害の補償等に関する法律）

旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

#### （2）水俣病関係の訴訟

水俣病関係の訴訟には、国・熊本県に対し、水俣病被害の拡大防止を怠ったとして、国家賠償法に基づく損害賠償を求めた国家賠償請求訴訟のほか、水俣病の認定申請棄却処分の取消しや認定処分等を求める行政事件訴訟があります。

##### ア 国家賠償請求訴訟

国家賠償請求訴訟は、従来、大別して水俣病被害者・弁護士連絡会議（全国連）が熊本、京都、福岡で提訴し争っていたものと、大阪で提訴された関西訴訟の二つの流れがありました。

全国連関係の訴訟は、平成8年5月、政府解決策に沿って、チッソ（株）との間で協定を締結し、和解による解決が図られるとともに、国・熊本県への訴訟が取り下げられたことで終結しました。

その後、国家賠償請求訴訟としては関西訴訟のみが継続し、平成16年10月15日の最高裁判決において、旧水質二法（公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）及び熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使について、国及び熊本県の国家賠償法上の責任が確定し、終結しました。

この最高裁判決後の平成17年10月3日に水俣病不知火患者会会員が、国、熊本県、チッソ（株）に損害賠償を求めて、熊本地裁に提訴しました。平成20年3月末までに、第11陣まで追加提訴が行われ、原告総数は同月末現在で1,497人となっています。

また、平成19年10月11日に水俣病被害者互助会の会員9人が、国、熊本県、チッソ（株）に損害賠償を求めて、熊本地裁に提訴しました。

#### イ 行政事件訴訟

平成20年3月末現在、3件の行政事件訴訟が提起されています。

平成13年12月19日、熊本県が行った認定申請棄却処分取消しと水俣病であることの認定を求める訴えが熊本地裁に提起されましたが、平成20年1月25日に原告の訴えを退ける判決があり、同年2月6日に原告が控訴しました。

また、平成19年5月16日、熊本県が行った認定申請棄却処分及び国の審査庁（公害健康被害補償不服審査会）が行った審査請求棄却裁決の取消しと水俣病であることの認定を求める訴えが大阪地裁に提起されています。

さらに、平成19年5月18日、熊本県が認定申請から長期間処分しないことは違法であることの確認と水俣病であることの認定を求める訴えが熊本地裁に提起されています。